

Provocative thought*

Special Edition: 2010/2011 Federal Budget
2010年5月

Table of contents

2010/2011 年度予算案概要	2
事業関連税制	2
その他事業関連	3
個人所得税関連	4
PwCの出版物	6
PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List	7

2010/2011 年度オーストラリア連邦政府予算案概要速報

2010年5月11日、2010/2011年度(自2010年7月1日 至2011年6月30日)の連邦政府予算案が、オーストラリア連邦政府のウェイン・スワン大蔵大臣から発表されました。例年、連邦政府予算案には、税制の改正・新設を盛り込んでいますが、この予算案はあくまで連邦政府の基本政策の表明であり、必ずしも予算案通り法制化されるとは限りません。法案の上程及び国会審議の段階でポイントが変更されたり、あるいは除外されたりすることもありますので、今後の動向を注視する必要がありますことにご留意ください。

2010/2011 年度予算案概要

- 財政赤字は 408 億ドル(GDP 比率は 2.9%)で、前年度比 163 億ドルの縮小
- 財政黒字に回復するのは 2012/13 年度で、前年予測より 3 年短縮
- 政府純債務残高の GDP 比率は、前年予測(13.8%)を大幅に下回り、最大で 6.1%と予測
- GDP 実質成長率は力強く回復し、2010/11 年度で 3.25%、2011/12 年度で 4%になる見込み
- 平均失業率は 2011/12 年度に 4.75%まで下落することを予想
- 歳出の増加率は、財政黒字が GDP 比1%に達するまでの間、GDP 比で平均 2%に抑制
- 予想消費者物価指数(年平均)は 2.5%
- 輸出量は、景況感および世界的な景気回復に支えられ前年比 5%増加する見込み
- 企業投資は健全に回復し、前年比 7%増の予想

事業関連税制

2010 年 5 月 2 日にオーストラリア連邦政府より発表された、抜本的な税制改革に関する提案報告書(ヘンリー・レポート)および同レポートに対する政府見解に加え、下記の項目を含む改正案が発表されました。

<競争促進を目的とした、金融機関の利息源泉税(IWT)の段階的引き下げ>

- 小規模金融機関の資金調達方法を増やし、金融機関の競争を促進するため、利息の源泉税を段階的に引き下げ
- 資金調達方法毎の現在及び将来の IWT は下記表の通り

資金調達方法	現在の IWT	将来の IWT	
		2013/14 年度	2014/15 年度
海外の金融機関のオーストラリア子会社が、親会社から借り入れを行っている場合(租税条約の免除対象外の場合)	10%	7.5%	5% 中期的な目標は 0%
海外の金融機関のオーストラリア支店が、本店から借り入れを行っている場合	5%	2.5%	免除
オーストラリアの金融機関が、オフショアの個人預金から借り入れを行っている場合(資金がオーストラリアにおいて使われ、足跡をたどれる場合)。	10%	7.5%	5% 中期的な目標は 0%
オーストラリアの金融機関が、公募社債・非持分株式・シンジケートローンを通じて借り入れを行っている場合	免除	免除	免除
オフショア・バンキング部門(海外で借り入れ及び貸付を行う場合)	免除	免除	免除
オーストラリアの金融機関がオーストラリアにある非居住者の個人預金から借り入れを行う場合	10%	10%	10%

<連結納税グループおよび税債務の負担に関する新規定の導入>

- 法人所得税法上の規定を根拠条文とした PAYG(Pay-As-You-Go)関連義務の履行
- グループ離脱法人による税債務分担契約(tax sharing agreement)に基づく税債務の負担を通じた将来の税債務負担義務からの完全解除

<キャピタルゲイン課税(CGT):課税繰越(Rollover)適用範囲の拡大>

- 非法人団体の法人化(株式会社化)における CGT 課税繰越措置の適用
- 国外の権益保有者(株主など)を主な対象とした株式・権益持分売却制度を活用した組織改革におけるCGT課税繰越措置のオーストラリア居住権益保有者に対する適用
- 企業グループの分割(demerger)における CGT 課税繰延措置の適用範囲の拡大(分割後の親会社に関する制限の緩和)

<映画産業活性化に向けた税額控除関連規定の改正(2010年7月1日から適用)>

- 映画ロケ関連税額控除(Location Offset)の適用要件(映画制作費が1500万ドルから5千万ドルの場合における制作予算の最低70%のオーストラリアでの消化)の排除
- PDV 効果制作(Post Digital Visual Effects Production)関連優遇措置適用額を50万ドルへ引き下げ

<GST コンプライアンスコストの低減>

- 通常の事業の一環としての不動産売却に適用される GST のマージン課税(margin scheme)の改正
- 金融取引(financial supply)に関連した仕入税額控除対象限度額の15万ドルへの引き上げ
- 恣意的な取引の形成を通じた減額仕入税額控除(reduced input tax credit)の適用の防止
- 小規模事業者を対象とした、割賦購入(hire purchase)取引に係る GST に関する現金ベースでの GST 処理の適用
- 国際間取引に関連したGST規定の改正(GST適用要件の一つである「オーストラリアに関連した供給(supply)」に関する規定の適用の緩和、「reverse charge」関連規定の強制適用、GST免税措置適用の拡大、非居住者に対するGST登録義務の緩和など)

<娯楽用ボートに関する GST 規定の改正>

- GST 輸出免税措置適用条件の緩和(購入者による販売後12ヶ月以内の国外への輸出、およびオーストラリア国内保有期間中の娯楽目的としてのみの使用)

その他事業関連

<一般投資家からの資金調達の容易化>

- 一般投資家への債券の発行プロセスを簡素化し、金融機関からの借入の代替手段としての一般投資家からの資金調達を容易化することが目的
- 以下の要件を満たす企業は、債券の期間や元金の返済能力等の投資家にとって重要な情報を含むより簡素化された目論見書を作成することによって、一般投資家への債券発行が許容される
 - 上場しており、継続的に良好なディスクロージャーの実績がある
 - 発行される債券がシンプルであり、一般投資家と機関投資家に同じ価格で発行される
 - 債券発行の規模が5千万ドル以上

<ファンド産業関連>

- オーストラリアのファンド産業の成長促進のため、インベストメント・マネジャー・レジーム(Investment Manager Regime: IMR)の問題点の検討を開始

<国際金融と規制のためのセンターの設立>

- 地域の金融システムの安定化をサポートし、金融システム規制の確立と革新を目的とするセンターの設立のため、今後4年間に渡り、最大2500万ドルを投資
- アジア・パシフィック地域の学生や研究者を支援し、地域の金融関連能力を向上させることによる、地域金融システムの安定化への貢献が目的
- 当該投資の第一段階は、当該センターのビジネスモデルの設計であり、2010年の後半までに実施
- 第二段階は、当該センターのホストとなる大学又は大学連合の選定

<オーストラリアン・フィナンシャル・センター・フォーラム(Australian Financial Centre Forum)のレポート(The Forum's report)への対応>

- 2010年1月15日に発表された、The Forum's reportにおける19の提案事項のほぼすべてに受け入れの意思を表明
- インベストメント・マネジャー・レジームの導入や、オンライン・レギュラトリー・ゲートウェイの確立、アジア・リージョン・ファンド・パスポートの開発等が含まれる

<資産価値保全型借入(Capital Protected Borrowings)の適用標準金利の変更>

- 資産価値保全型借入の適用標準金利が、連邦準備銀行の標準変動金利住宅ローン+100ベース・ポイントへ変更
- 2008年5月13日、7時30分(AEST)以降に締結された資産価値保全借入に適用
- 2008年5月13日、7時30分(AEST)以前に締結された資産価値保全借入の移行措置期間を、従来発表の2013年5月13日から2013年6月30日へ延長

<政府に対する事業関連報告の更なる標準化(Standard Business Reporting)>

- コンプライアンスコストの低減等を目的とし、連邦および州政府への事業関連報告システムの更なる標準化の推進における追加予算の割り当て

<法的規制の枠組みの設定を通じた慈善事業分野における透明性の向上>

- 公的慈善事業団体に関する法的規制の枠組みの導入

個人所得税関連

<2010年7月1日開始年度からの個人所得税減税>

- 低額所得者向けの税額控除を、1,350ドルから1,500ドルへ増額
- 限界税率30%が適用される所得金額区分を、35,000ドル以上から37,000ドル以上へ引き上げ
- 限界税率38%が適用される所得金額区分に対しては、限界税率を37%に引き下げ
- 高齢者向けの税額控除(Senior Australian Tax Offset)の対象となる課税所得額の上限を、単身者30,685ドル、夫婦世帯(一人当たり)26,680ドルへ引き上げ

<メディケア免除を受けられる課税所得額水準の引き上げ>

- 低額所得者としてメディケアの免除を受けられる課税所得上限額を、2009/10年度から、単身者18,488ドル、夫婦世帯31,196ドルに引き上げ(扶養子第一一人当たりの上限額追加分も、2,865ドルに引き上げ)
- 老齢年金の対象年齢未満で年金を受給している人の課税所得上限額も、2009/10年度から、27,697ドルに引き上げ

<医療費税額控除基準額の変更>

- 医療費税額控除が適用される医療費の最低基準額を、2010年7月1日開始年度より、現在の1,500ドルから2,000ドルへ引き上げ

<標準費用控除額の導入>

- 個人所得税申告の簡素化のため、2012年7月1日開始年度から、業務関連支出及び税務申告関連費用について、複雑な費用控除額計算の手間を省けるよう、標準費用控除額として500ドルの控除を選択できる制度を導入
- この標準費用控除額は、2013年7月1日開始年度から、1,000ドルに増額される予定

<貯蓄奨励を目的とした、利子所得に対する税の割引の導入>

- 2011年7月1日開始年度から、個人が貯蓄型商品(社債、年金型商品も含む)から利子所得を稼得した場合、利子所得1,000ドルまでに対して、税の50%割引が適用

<持ち家奨励のため、ファースト・ホーム・セーバー(FHS)口座の規制緩和>

- オーストラリア国民及び永住者を対象とするFHS口座は、政府の補助金や減税等の利便を受けられる一方、積立期間が最低4年必要などの規制があるが、この規制を緩和し、4年未満でも最低加入期間を満足した場合、認可対象の住宅ローンへの支払いなどに使えるよう関連法令を変更

上記の内容に関して、ご意見・ご質問等がございましたら、Japanese Services Desk のメンバーまたは当方の御社担当専門家へお気軽にお問い合わせください。

なお、英文要約資料もご希望の方は、当方の担当者にご連絡下さい。また、当法人のホームページ(www.pwc.com/au)においても閲覧が可能となっております。

また、2010年5月発行の「Provocative thought special edition - オーストラリアにおける税制改革:ヘンリー・レポートの公表および同レポートに対する政府見解の発表」のコピーをご希望の場合も、同様に御連絡ください。

PwCの出版物



- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)

IFRSに関する初歩的な事項をIFRSに関する初歩的な事項をQ&A形式でとりあげ、IFRSの会計処理やIFRS導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS
国際会計基準で企業経営はこう変わる

IFRSによって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方にIFRSへの理解・関心をもっていただけるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- Similarities and Differences 国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較(英語版・日本語版)

国際財務報告基準および米国会計基準ならびに日本会計基準の主な類似点について包括的に理解できるよう作成されています。



- オーストラリアにおける事業活動

Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。例：法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等

(当該記載内容及びPwC刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List

PricewaterhouseCoopers は、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&A アドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Desk は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させて頂いております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本の PwC グループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、プライスウォーターハウスクーパース株式会社)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させて頂いております。

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)		
<p>Sydney Office</p> <p>Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, New South Wales 2000 Australia</p>	Assurance (会計監査/内部統制等)		
	 <p>Japanese Services Desk Leader / Partner</p> <p>Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ)</p> <p>+61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p>		 <p>Senior Accountant</p> <p>Takenori Mori (森 勇憲)</p> <p>+61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	 <p>Executive Director</p> <p>Naoto Tanaka (田中 直人)</p> <p>+61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p>		 <p>Senior Consultant</p> <p>Rika Tamura (田村 りか)</p> <p>+61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p>
	Advisory (M&A アドバイザリー/業務改善等)		
	 <p>Senior Accountant</p> <p>Toru Aikawa (会川 徹)</p> <p>+61 (2) 8266 0462 toru.a.aikawa@au.pwc.com</p>		

拠点	コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)
Melbourne Office Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, Victoria 3006 Australia	Assurance (会計監査/内部統制等)  <p>Senior Manager Haruo Nire (榎 晴雄) +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Manager Masao Kamiyama (神山 雅央) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p>  <p>Manager Daisuke Shibata (柴田 大輔) +61 (3) 8603 5186 daisuke.a.shibata@au.pwc.com</p>
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)  <p>Consultant Hiroko Moritani (森谷 寛子) +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p>

© 2008 PricewaterhouseCoopers Australia. All rights reserved. 「PricewaterhouseCoopers」は、PricewaterhouseCoopers Australiaを指します。あるいは、内容によって、PricewaterhouseCoopersのグローバルネットワークまたはネットワークのその他のメンバーファームのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

PricewaterhouseCoopers (www.pwc.com) は、業界に的を絞った監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントとそのステークホルダーのために社会的な信頼の構築と価値の向上に努めます。ネットワーク全体で150カ国146,000人のスタッフが、意見、経験およびソリューションを共有し、斬新な見解と実質的なアドバイスを展開しています。

免責条項：このニュースレターは、オーストラリアにおける現行の規制および法律に関する事項の一般的なガイドです。これらは信頼できる情報源から入手しておりますが、法令、規則、規制は随時変更される可能性があるため実際に行動を起こしたり、ニュースレターに記載されている項目に信頼を置く前に、必ず専門家にご相談下さい。このニュースレター自体はアドバイスを形成するものではありませんので、あくまでも一般的なガイドとしてのみ御利用下さい。